（証券コード　2301）
平成29年１月５日

株　主　各　位

大阪市北区梅田二丁目５番10号
株式会社 学　情
代表取締役社長 中 井 清 和

第39期　定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
　さて、当社第39期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成29年１月19日（木曜日）午後６時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。**

敬　具

記

１．日　　時　平成29年１月20日（金曜日）　午前10時
２．場　　所　大阪市北区梅田二丁目５番10号
　学情梅田コンパス10階　コンパスホール
３．目的事項
報告事項　第39期（平成27年11月１日から平成28年10月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
決議事項
第１号議案　剰余金の配当（第39期期末配当）の件
第２号議案　取締役５名選任の件
第３号議案　監査役２名選任の件
第４号議案　当社株式の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)の更新の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎株主総会参考書類、事業報告および計算書類の内容について修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://company.gakujo.ne.jp）に掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成27年11月１日から
平成28年10月31日まで）

１．会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過および成果

当事業年度（平成27年11月１日～平成28年10月31日）におけるわが国経済は、上場企業の平成28年３月期決算におきましては、インバウンド（訪日客）消費をとらえた鉄道等の運輸や、資源価格の低下の恩恵を受けた内需系企業が好調で、全体の４社に１社が経常最高益を記録しました。また、平成29年３月期の上場企業の業績は、原油価格の回復によって、その悪影響が和らぎ、純利益総額が前期比で５％程度増えると見込まれるなど、おおよそ堅調な中で推移しております。

そのような中、平成28年９月の有効求人倍率は、前月比0.01ポイント上昇の1.38倍で、25年１か月ぶりの高水準を維持、平成28年９月の完全失業率は前月比0.1ポイント低下し3.0％と21年ぶりの低い水準になるなど、企業の採用意欲は衰えることがなく、雇用情勢は改善の方向のままで推移しました。

このような状況の中、当社におきましては、平成28年３月までは同年３月卒業学生を対象とする駆け込みの追加採用ニーズをとらえ、それ以降は平成29年３月卒業予定学生の採用活動において多様化・早期化する企業のＰＲニーズを的確にとらえることに成功した結果、多数の学生に直接会ってＰＲができる「就職博」や「あさがくナビ（朝日学情ナビ）」の売上高を着実に伸ばすことができました。また、若手の人手不足感に基づく20代の若手社会人採用ニーズに対しては、20代の若手人材専門就職サイトである「Ｒｅ就活」を提案し、売上高を伸ばすことができました。

その結果、当事業年度における売上高は、51億５百万円（前年同期比109.5％）、経常利益は14億96百万円（前年同期比142.9％）となり、当社創業以来最高の業績となりました。

〇就職情報事業

当事業年度（平成27年11月１日～平成28年10月31日）における新卒採用市場につきましては、平成29年３月卒業予定学生の求人倍率が1.74倍と、前年

の1.73倍とほぼ同水準で、各企業の採用意欲は引き続き高い状態で推移しました。また、今年度も新卒学生の就活スケジュールが変更となり、大手企業の選考開始が８月から６月に２か月前倒しされたことを受け、各企業のＰＲ活動が早期から活発化しました。毎回多数の来場学生を誇る「就職博」の引き合いは３月のスタート直後から強く、また、大手企業の選考が開始された６月以降は追加募集を必要とする企業ニーズに合致し、参加ブース数は6,989となり、「就職博」全体の売上高は24億52百万円（前年同期比119.7％）となりました。また、株式会社朝日新聞社と共同で運営して３年目となった「あさがくナビ」は、知名度や競争力をより高め、マッチング精度にこだわり、一括エントリー機能を廃止したことも評価され、３月１日のグランドオープン時から順調に掲載企業数が増加した結果、売上高は６億17百万円（前年同期比148.9％）となりました。

加えて、20代の若手人材専門就職サイト「Ｒｅ就活」は、楽天リサーチ社の調査で「転職情報サイトの20代会員比率 第１位」を獲得（平成28年７月）するなど、20代若手社会人採用に強いという実績を活かした営業展開で堅調に推移、夏以降は新卒採用活動での不足分を補てんするための若手採用ニーズも獲得し、売上高は７億94百万円（前年同期比108.6％）となりました。

一方で、好調な雇用情勢を受け、雇用対策事業受託案件は減少・小型化したことで公的分野商品の売上高は３億82百万円（前年同期比52.9％）となりましたが、「就職博」「あさがくナビ」「Ｒｅ就活」といった自社商品を大きく伸ばすことに成功し、就職情報事業の自社商品全体の売上高は47億23百万円（前年同期比119.9％）となり、就職情報事業全体では48億97百万円（前年同期比110.1％）となりました。

部門別売上高および構成比は、次のとおりであります。

区　　分	売上高（百万円）	構成比（％）	前事業年度比(％)
就職情報事業	4,897	95.9	110.1
その他	207	4.1	97.0
合　　計	5,105	100.0	109.5

② 設備投資の状況

当事業年度の設備投資につきましては、総額８千９百万円となりました。その主なものは、自社利用のソフトウェア８千６百万円であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前３事業年度の財産および損益の状況

区　分	第 36 期 (平成25年10月期)	第 37 期 (平成26年10月期)	第 38 期 (平成27年10月期)	第 39 期(当期) (平成28年10月期)
売上高(百万円)	2,673	4,020	4,660	5,105
経常利益(百万円)	371	1,007	1,047	1,496
当期純利益(百万円)	231	648	745	1,042
１株当たり当期純利益(円)	18.75	51.63	50.93	68.56
総資産(百万円)	5,621	7,754	9,904	10,331
純資産(百万円)	4,977	6,647	8,901	9,298

(注)　１株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

当社は、親会社および子会社について、事業年度を通じて有しておりませんので、該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社の主たる事業領域は、新卒採用事業を中心としつつ、中途採用事業も含めた「採用支援事業」全般であります。民間企業の採用活動を支援する事業だけでなく、近年は、公的機関から雇用対策事業を受託しております。この公的分野商品は、景気動向に少なからず影響を受けてきた当社業績の「安定化」に効果を発揮しました。しかしながら、平成31年10月期に80億円という売上高目標を達成するため、また「中長期的な会社の経営戦略」を推し進めるためには、４年目に入っている株式会社朝日新聞社・株式会社朝日学生新聞社との提携効果をさらに拡大するだけでなく、「人材紹介事業」「インターン・ジョブズ」等の新サービスをさらに推進させ、かつ、新しい事業分野・新商品開発への取り組みを継続することで、飛躍的に成長スピードをあげることが不可欠であると認識しています。

また、創業40周年を迎えた昨年、東京・名古屋の各拠点を移転、それぞれ約1.5倍に増床いたしました。加えて、平成29年１月からは、東京・大阪の二本社制とし、販売促進機能の強化や営業組織の大胆な改編を行うなど、全国での営業力や提案力を高める施策を推し進めております。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援ご鞭撻を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容

合同企業セミナー「就職博」等の企画・運営、インターネットによる就職情報サイト「あさがくナビ（朝日学情ナビ・新卒対象）」・「Ｒｅ就活（20代若手社会人対象）」の企画・運営、就職情報誌の発行、採用活動全般のコンサルティング業務、人材採用関連全般におけるアウトソーシング業務、人材紹介・人材派遣事業、他

(6) 主要な事業所

本　　社	大阪市北区梅田二丁目５番10号
東　京　本　部	東京都港区
名　古　屋　支　社	名古屋市中区
京　都　支　社	京都市下京区
福　岡　営　業　所	福岡市博多区

（注）１．平成28年11月28日に東京本部を東京都港区から東京都中央区に移転しております。

２．平成29年１月１日に東京本部を東京本社に改称しました。なお、従前の大阪本社（登記上の本店）の機能に大幅な変更はございません。

(7) 使用人の状況

使用人数（前事業年度末比）	平　均　年　齢	平　均　勤　続　年　数
229名（14名増）	30歳４ヵ月	６年９ヵ月

（注）上記使用人数には嘱託、契約およびパート社員（９名）を含んでおり、派遣社員を含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況

該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　　50,240,000株

(2) 発行済株式の総数　　15,560,000株

(3) 株主数　　4,950名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数（株）	持株比率（％）
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,916,800	12.69
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,746,300	11.56
株式会社アンビシャス	1,500,000	9.93
株式会社朝日新聞社	778,000	5.15
株式会社朝日学生新聞社	778,000	5.15
中井清和	624,500	4.14
学情社員持株会	612,500	4.06
中井大志	400,100	2.65
中井洋子	319,200	2.11
ＣＢＬＤＮ　ＫＩＡ　ＦＵＮＤ136	264,700	1.75

（注）持株比率は自己株式を控除して算出しております。

３．新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成28年10月31日現在）

名称		第１回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）
発行決議日		平成26年12月８日
新株予約権の数		220個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　22,000株 （新株予約権１個につき100株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり100円 （１株当たり　１円）
権利行使期間		平成27年１月23日から 平成47年１月22日まで
行使の条件		(注)
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数　220個 目的となる株式数　22,000株 保有者数　3名

(注) 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、「権利行使期間」の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができる。

(2) 上記(1)に関わらず新株予約権者は以下の①または②に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り募集新株予約権を行使できるものとする。

①新株予約権者が平成46年10月31日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成46年11月１日から平成47年１月22日までとする。ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

②当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）

当該承認日の翌日から15日間

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4．会社役員に関する事項

(1)①取締役および監査役の状況

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	中井清和	全般
常務取締役	片山信人	東京本部長 兼 企画営業部・人材紹介事業部・事業戦略部・学校企画部・Ｗｅｂ事業推進部担当
取締役	村越誓一	企画制作部・企画部・管理部担当
取締役	瀬尾誠	一般社団法人営業ひと研究所 代表理事
取締役	脇阪嘉明	株式会社朝日学生新聞社 代表取締役社長
監査役（常勤）	津田昌弘	
監査役	堀清	弁護士

（注）１．取締役瀬尾誠および脇阪嘉明の両氏は、社外取締役であります。

２．監査役津田昌弘氏は、辞任により退任した前監査役原田守氏の補欠として平成28年７月１日に就任したため、任期は前任の任期満了の時である平成29年10月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

３．前監査役濱田昌男氏が平成28年９月27日に逝去により退任したことに伴い、前義信氏が平成28年11月４日に大阪地方裁判所から仮監査役の選任を受け就任しております。仮監査役前義信氏は、税理士として税務について豊富な知識と経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。なお、仮監査役前義信氏は社外監査役であります。

４．監査役津田昌弘および堀清の両氏は、社外監査役であります。なお、当社は取締役瀬尾誠、脇阪嘉明、監査役堀清の各氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

②事業年度中に退任した取締役および監査役

氏　　名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当および重要な兼職の状況
沖　　浩	平成28年１月22日	辞　　任	取締役 公益社団法人　森林文化協会 常務理事
原田　　守	平成28年７月１日	辞　　任	監査役（常勤）
濱田昌男	平成28年９月27日	逝　　去	監査役 税理士

（注）１．前取締役沖浩氏は、社外取締役でした。

２．前監査役濱田昌男氏は、社外監査役でした。また、税理士として税務について豊富な知識と経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しておりました。

(2) 取締役および監査役に支払った報酬等の総額

区　　分	支給人員	支　　給　　額
取締役 （うち社外取締役）	４名 （１名）	84,894千円 (4,191千円)
監査役 （うち社外監査役）	４名 （３名）	10,520千円 (6,815千円)
合　　計	８名	95,414千円

（注）１．取締役の支給人員は、無報酬の取締役２名（うち社外取締役２名）を除いております。

２．上記の支給額には、以下のものが含まれております。

・当事業年度における役員賞与引当金の繰入額12,200千円（取締役３名に対し11,400千円、社外監査役１名に対し800千円）。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役瀬尾誠氏は、一般社団法人営業ひと研究所の代表理事であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

取締役脇阪嘉明氏は、株式会社朝日学生新聞社の代表取締役社長であります。当社と兼職先との間では、平成25年１月に資本業務提携を行っております。

② 当事業年度における主な活動状況

区　　分	活動状況
取締役　瀬　尾　　誠	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席いたしました。会社経営経験者としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
取締役　脇　阪　嘉　明	平成28年１月22日の就任以降に開催された取締役会10回のうち10回に出席いたしました。会社経営経験者としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
監査役　津　田　昌　弘	平成28年７月１日の就任以降に開催された取締役会４回のうち４回に出席し、監査役会４回のうち４回に出席いたしました。経理・予算管理・システム部門に長く従事した経験から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システムならびに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
監査役　堀　　清	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席し、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システムならびに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
監査役　濱　田　昌　男	平成28年９月27日の逝去による退任までに開催された取締役会13回のうち13回に出席し、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。税理士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システムならびに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項各号に定める金額の合計額としております。

５．会計監査人の状況

(1) 名称　　有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	22,500千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22,500千円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

６．業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

会社の業務の適正を確保するための体制について、平成27年10月13日開催の取締役会にて、内部統制システム構築の基本方針について、次のとおり決議いたしております。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、企業が継続・発展していくためには、すべての取締役、使用人が法令遵守の精神のもと、公正で高い倫理観を持ち行動することが必要不可欠であると認識し、制度・体制を整備する。

(1) 取締役・使用人に対する行動基準の周知・徹底に努め、毎年取締役・使用人を対象としたコンプライアンス研修を実施する他、法令等を遵守するのはもとより、社会の一員として企業倫理・社会規範に即した行動を行ない、健全な企業経営に努める。

(2) 取締役は、取締役会の適切な意思決定に基づき、各々委嘱された業務を執行するとともに、業務執行の状況を取締役会に報告する。

(3) 取締役会には社外取締役及び弁護士でもある社外監査役も参加し、コンプライアンスガイドライン、取締役会規程、職務権限規程等に基づき、内部統制システムの構築・運用状況を含めた取締役の職務執行を監査、チェックする。

(4) 法令違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見、解決のため、弁護士事務所及び外部委託会社への内部通報制度を導入し運用する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会、業務報告会議、その他重要な会議における意思決定にかかる情報や、取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程及び個人情報保護に係る規程等に基づき、その保存媒体に応じて安全かつ適正に保存する。また、取締役及び監査役はこれらの文書を常時閲覧できる状態を維持する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、様々なリスクに対して、その大小や発生可能性に応じ、絶えず事前に適切な対応策を準備しリスクを最小限にするべく組織的な対応を行う。

(1) 個人情報保護関連のリスクについて、コンプライアンス・プログラムの要求事項（JISQ15001）を踏まえた個人情報保護に係る規程の制定をはじめとした「プライバシーマーク」を取得、取締役・使用人への教育・研修及び管理体制を確立する。

(2) 重大な危機や緊急事態が生じた場合は、代表取締役社長を本部長とする「緊急対策本部」を設置し、自ら指揮を執り、迅速かつ適切に対応する体制をとる。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 定時取締役会を月一回開催する他、必要に応じて臨時に取締役会を開催し、都度議論・審議を行い、重要事項の決定を行う。

(2) 各部署の経営数値の進捗状況やその他の情報及び問題点を共有し、速やかに適正な対処・修正を行うため、週一回、取締役、監査役及び全国の部署責任者による週間業務報告会議を開催、そのうち月一回は一同に会した月間業務報告会議を開催、迅速かつ効率的に職務執行を行う体制をとる。

5. 会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は現在親会社及び子会社等はないが、将来にわたり企業集団を組成した場合には、関係会社管理規程の制定等により、適切な経営管理を行う体制を整備する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、必要に応じて配置する。また当該使用人の人事について、監査役の事前の同意を得ることにより、取締役会からの独立性を確保する。

7. 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき従業員に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社の取締役・使用人に周知徹底する。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1) 監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程やその内容、職務執行の状況を把握するため、業務報告会議等重要な会議に参加するとともに、各部署への実査及び部署責任者への聞き取り等を行い、稟議書その他重要な文書を閲覧し必要に応じて当社の取締役・使用人にその説明を求めることとする。その場合、取締役・使用人は都度、遅滞なく報告する。

(2) 当社は、取締役・使用人が法令等の違反行為等当社に著しい損害を与える可能性のある事実について発見した時は、速やかに監査役または監査役会に報告する体制を整備する。

(3) 当社は、監査役または監査役会に報告した取締役・使用人に対し、当該報告をしたことを理由に不利な取り扱いを行うことを禁じ、その旨を取締役・使用人に周知徹底する。

9.その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

(1) 代表取締役社長は、監査役とは月一回の取締役会において定期的に意見を交換し、その他監査役と定期的に会合を持つことで対処すべき課題や監査上の重要事項について意見交換する。

(2) 監査役は内部監査室と緊密に連携し、併せて内部監査室より、内部監査計画書並びに結果の報告を受けるとともに、内部監査の立会いも行うなど内部監査室とのより深い連携を図る。

(3) 監査役は会計監査人及び管理部と定期的な意見交換を行ない、財務報告の適正性について確認できる体制をとる。

(4) 当社は、監査役がその職務執行において、当社に対し法令に基づく費用の前払い等の請求をした時には、担当部署において審議の上、当該請求にかかる費用または債務が当該監査役の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。

(注)「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令(平成27年法務省令第６号)」が平成27年５月１日に施行されたことに伴い、平成27年10月13日開催の当社取締役会の決議により内容を一部改定しており、上記の基本方針は当該改定がなされた後のものです。

なお、改定内容は、当社の業務の適正を確保するための体制及び監査に関する体制について当社の現状に即した見直し及び法令の改正に合わせて具体的かつ明確な表現へ変更したものであります。

(上記内部統制システム構築の基本方針に基づく運用状況の概要)

(１) 取締役の職務執行体制

社外取締役及び税理士や弁護士でもある社外監査役も参加する月一回の定時取締役会において、経営数値の進捗状況や内部統制システムの運用状況等、重要な経営課題について議論・審議を行いました。また、迅速・適正な対処を求められる事項については、週一回、取締役、監査役及び全国の部署責任者による週間業務報告会議(そのうち月一回は一堂に会した月間業務報告会議)を開催し、迅速かつ効率的に職務を執行いたしまし

た。

（2）リスク管理体制

想定される様々なリスクのうち、当社の経営に与える影響の大きさから特に重要な個人情報保護関連のリスクについて、「プライバシーマーク」の適切な運用を軸に、使用人への様々な教育プログラムや研修を実施し、その管理・運用体制について取締役及び監査役と共有しました。

また、都度発生する諸問題については、部署担当役員の主導のもと、早期に発見・対処することにより、問題の顕在化防止、影響の最小化に取り組みました。

（3）監査役の職務執行体制

監査役は、取締役会や業務報告会議等において取締役の業務執行を監査する他、社内の様々な会議への積極的な参加や、内部監査を行う内部監査室との連携、代表取締役社長をはじめとする取締役との定期的な面談を通じて現場レベルでの業務運用状況の把握に努め、問題点や課題を早期に発見し、取締役と緊密な情報・意見交換を実施いたしました。

7．会社の支配に関する基本方針

1．当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社株式に対する大規模買付行為を受け入れるか否かの判断は、最終的には、株主の皆様によってなされるべきものと考えております。したがいまして、大規模買付行為につきまして、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、突然の大規模買付行為が発生した場合には、株主の皆様に当該行為を受け入れるか否かについて短期間に判断して頂くことになりかねません。

当社は、大規模買付行為を受け入れるか否かの株主の皆様の判断が適切に行われるためには、大規模買付者からの一方的に提供される情報のみならず、当社取締役会から提供される情報及び評価・意見等も含めた十分な情報が提供され、大規模買付行為に応じるべきか否かを判断して頂くための情報や時間を確保することが不可欠であると考えております。

なお、以下につきましては、平成26年１月24日開催の当社定時株主総会において承認可決された第４号議案（当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の更新の件）の内容の概要であります。

２．基本方針の実現に資する特別な取組み

(1) 企業価値向上への取組み

当社は、昭和51年に実鷹企画の名称で総合広告代理業を創業し、昭和56年11月に「学生就職情報センター」部門を新設、就職情報事業に進出し、現在に至っております。

当社は、「私達は、仕事を通して社会のお役に立つ企業づくりを目指します。」という基本理念のもと、総合就職情報企業として“きめ細かいサービス”“質の高い情報”をタイムリーに提供できるよう全社一丸となり、「学情ブランドの構築」をテーマに、日々研鑽を続けております。また、事業の展開にあたりましては、以下を基本方針としております。

・新卒採用情報から中途採用情報までの一貫した総合就職情報企業を目指す。
・新規事業領域への進出と自社商品の開発により売上・利益の拡大を目指す。
・社員の質的向上を図り、営業生産性を高め成長スピードを加速させる。
・サービス・商品・営業手法のすべてにおいてニーズを先取りした差別化戦略を実行する。
・組織の効率を高め、意思の伝達及び業務の迅速化を図る。
・社会からの信頼や尊敬を集め、上場企業にふさわしい企業であり続けるべくコーポレート・ガバナンス及びコンプライアンス体制の強化を図る。

また、社会そして市場から信頼される企業であり続けることを目指して、経営基盤のさらなる安定を図り、かつ経営効率を一層高めていくよう努力を続けてまいります。

当社は、創業以来オリジナリティあふれる独自商品の開発・販売にこだわり続け、さまざまな紆余曲折を乗り越え、独力で会社を成長・発展させてまいりました。その結果、平成18年10月には東京証券取引所市場第一部に上場し、企業としての一つの大きなステージに到達しました。当社の主たる事業領域は、新卒採用支援事業を中心としつつ、中途採用支援事業も含めた「採用支援事業」全般にあり、近年では、公的機関から雇用対策事業を受託するなど、従来の民間需要だけでなく公的需要も取り込み事業を展開しております。この両輪は、景気循環により少なからず影響を受けてきた当社業績の「安定化」に効果を発揮しました。平成29年度を最終年度とする中期計画において、前期（平成25年10月期）に26.7億円であった売上高を55億円に拡大させるという目標を達成しようとした場合、この両輪に加えてさらなる新しい事業領域への進出、あるいは現在の事業領域におけるブランド力を持った新商品の開発が不可欠となっております。

こうした中、当社は現状に甘んじることなく、さらなる高みを目指し、平成25年１月29日に株式会社朝日新聞社及び株式会社朝日学生新聞社と資本業務提携を締結いたしました。これは昭和51年の創業以来初めての戦略的提携となります。当社は、かかる提携を通じて、当社及び株式会社朝日新聞社及び株式会社朝日学生新聞社の教育・人材関連事業に関して、相互にそれぞれの経営資源、経営ノウハウを提供することで相互の企業価値の向上を図り、今後朝日新聞社グループとさまざまな面でパートナーシップを深め、当社の事業領域そのものを飛躍的に拡大・発展させていく所存です。かかる提携に基づく具体的な施策の一つとして、平成25年６月から新卒向け就職サイト「学情ナビ」を平成27年卒業予定者対象分より、「朝日学情ナビ」へ名称変更及びサイトの全面リニューアルを実施したところ、各大学における登録学生数が激増し、かつ多方面からの問合せが急増するなど、事業環境の好転もあいまって、前期（平成25年10月期）における当社の売上拡大に寄与するなどの効果がでております。

上記を踏まえつつ、当社の今後の中長期的な経営戦略としては、以下を推進していくこととしております。

・「確固たる学情ブランドの確立」
・「Ｗｅｂ商品ラインナップの拡充による高収益体質の進展」
・「事業のグローバル化」
・「教育・研修分野における事業領域の確立」
・「大学就職部支援事業の推進」

上記を達成するには、当社全社員の能力向上が必要不可欠でありますが、当社は“トータルとしての「会社力」の一層の強化”を図りつつ、将来的には、「就職」「人材」という枠にとらわれず「総合情報企業」として世界のリーディングカンパニーとなるべく成長し、当社の企業価値の向上を図っていきたいと考えております。

(2) コーポレート・ガバナンスについて

当社は、コーポレート・ガバナンスについて、会社の意思決定機関である取締役会の活性化並びに経営陣に対する監視と、不正を防止する仕組みが企業統治であるとの考えを基本としております。

当社の取締役会は、現在取締役４名で構成され、うち１名は独立性を有する社外取締役です。社外取締役につきましては、前期（平成25年10月期）より招聘し、当社取締役会における意思決定の客観性を高め、独立した第三者の立場から経営を監督する機能を担っております。また、監査役会制度を採用しており、監査役は３名で、うち２名は社外監査役です。社外取締役及び社外監査役と当社との間に人的、資本的関係又は取引関係、その他利害関係はありません。

また、当社では経営環境の変化に即応するため、毎月開催する定例の取締役会に加え、緊急を要する場合には、臨時取締役会を開催し、議論・審議にあたっております。

また、業務執行の迅速化と各部署が抱える問題点を把握し速やかに対処するため、取締役・監査役及び全国の部署責任者による週間業務報告会議をテレビ会議システムを通じて毎週開催すると共に、月に１回は全員が一堂に会し本社にて月間業務報告会議を開催しております。

監査役（常勤）は常に取締役会及び週間業務報告会議、月間業務報告会議に出席し、適宜、意見の表明を行うとともに、内部監査担当者との連携を密にし、監査の実効性を高めております。

３．基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は上記の方針に基づいて平成26年１月24日開催の当社第36期定時株主総会における株主の皆様の承認を経て、当社株式の大規模買付行為に関する対応策を更新（以下、更新後のプランを「本プラン」といいます。）しており、本プランの概要は以下のとおりであります。

(1) 対象となる大規模買付行為

「大規模買付行為」とは、以下のいずれかに該当する行為（但し、当社取締役会が予め同意した行為は除かれます。）若しくはその可能性のある行為とし、当該行為者を「大規模買付者」といいます。

① 当社が発行者である株券等に関する当社の特定の株主の株券等保有割合が20％以上となる当該株券等の買付けその他の取得

② 当社が発行者である株券等に関する当社の特定の株主の株券等所有割合とその特別関係者の株券等所有割合との合計が20％以上となる買付けその他の取得

③ 上記①又は②に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本③において同じとします。）との間で、当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立する行為。（ただし、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20％以上となるような場合に限ります。）

(2) 意向表明書の提出及び情報提供の要求

大規模買付行為を開始または実行しようとする大規模買付者は、事前に当社取締役会に対し、本プランに従う旨の「意向表明書」をご提出して頂きます。

当社取締役会は、大規模買付者より意向表明書を受領した日から10営業日以内に、大規模買付者に対して当初提供して頂く「情報提供リスト」を大規模買付者に交付します。

大規模買付者から意向表明書や情報提供リストに係る回答並びに特別委員会からの要求により追加的に提出された必要な情報に係る回答（以下、総称して「大規模買付情報」といいます。）を受領した場合、当社取締役会は、特別委員会に諮問した上で、大規模買付情報の提供が完了した旨を証する書面を当該大規模買付者に交付することとします。

(3) 大規模買付行為の内容の検討・大規模買付者との交渉及び代替案の提示

① 取締役会における評価検討

当社取締役会は、大規模買付者からの大規模買付情報の提供が完了した後、大規模買付行為が対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社株券等の全ての買付けの場合には60日間、その他の大規模買付行為の場合には90日間を、当社取締役会による評価検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間として確保されるべきものと考えております。

② 特別委員会の設置及び利用

当社は、本プランが適正に運用されること、ならびに当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のために適切と考える方策を取る場合において、その判断の客観性、公正性及び合理性を担保するために、当社取締役会から独立した第三者機関として特別委員会を設置いたします。

特別委員会は当社取締役会によって設置され、特別委員は３名以上で構成されることとします。特別委員の選任については、公正で合理的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役または社外の有識者等（弁護士、公認会計士、実績ある企業経営者、学識経験者等又はこれらに準ずる者を含みます。）の中から選任するものとします。

当社取締役会は、大規模買付者から提供される大規模買付情報が必要かつ十分であるか否か、大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守したか否か、大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく毀損するか否か、対抗措置を発動するか否か、本プランの修正又は変更等について、当社取締役会の恣意性を排除するために、特別委員会に諮問し客観的な判断を経るものとします。

(4) 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

① 本プランに定める手続きを遵守しない場合

大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守しない場合には、大規模買付者の買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置（以下「対抗措置」といいます。）の発動を決定する場合があります。

大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守したか否か、並びに対抗措置の発動又は不発動の是非については、外部専門家等の意見も参考にし、特別委員会の勧告を最大限に尊重して、当社取締役会が決定します。対抗措置の具体的な手段については、新株予約権の無償割当て等、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。

② 本プランに定める手続きを遵守した場合

大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守した場合には、原則として、当社は対抗措置を発動しません。

ただし、本プランに定める手続きが遵守されている場合で、大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく毀損すると判断せざるを得ない場合には、当社取締役会は特別委員会への諮問・特別委員会からの勧告を経て、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を目的として対抗措置を発動することがあります。

当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際し、特別委員会の勧告を最大限に尊重するものとし、当社取締役会の決議により、対抗措置の発動及び不発動に関する事項について、速やかに開示いたします。

(5) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、平成26年１月24日開催の当社第36期定時株主総会終結後３年以内に終結する事業年度のうち最終のものに関する当社の定時株主総会の終結の時までとします。ただし、有効期間の満了前であっても、① 当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、または② 当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該時点で廃止されるものとします。

４．上記の取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

上記の各取組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるための具体的方策として策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。

また、当社は、以下の理由から、本プランは基本方針に照らして不適切な者による支配を防止するための取組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものでなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年５月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足しています。

(2) 当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の目的をもって更新されていること

本プランは、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様に適正に判断して頂くために必要な情報や時間、あるいは当社取締役会による代替案の提示を受ける機会を確保すること等を可能にするものであり、当社企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を目的とするものです。

(3) 株主の合理的意思に依拠したものであること

本プランは、当社株主総会での承認により発効するものです。また、本プランには有効期間を３年間とするサンセット条項が設けられており、かつ、当該有効期間満了の前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなりますので、本プランの存続の適否については、株主の皆様のご意向を反映したものとなっております。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、本プランの運用並びに対抗措置発動等の運用に際して、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために実質的な判断を客観的に行う諮問機関として、特別委員会を設置しております。

(5) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、予め定められた合理的かつ詳細な客観的発動要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(6) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

（注）　本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

（平成28年10月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**6,226,960**	**流動負債**	**772,530**
現金及び預金	5,125,399	買掛金	109,185
受取手形	1,378	未払金	32,170
売掛金	624,601	未払費用	37,092
未成制作費	19,519	未払法人税等	289,456
有価証券	303,421	未払消費税等	99,725
前払費用	52,980	前受金	10,484
繰延税金資産	82,902	預り金	8,247
その他	16,955	前受収益	3,968
貸倒引当金	△199	賞与引当金	170,000
固定資産	**4,105,012**	役員賞与引当金	12,200
有形固定資産	**877,402**	**固定負債**	**260,688**
建物	339,229	長期未払金	217,800
構築物	696	退職給付引当金	21,614
機械及び装置	387	繰延税金負債	513
工具、器具及び備品	10,632	長期預り保証金	20,760
土地	526,457	**負債合計**	**1,033,218**
無形固定資産	**207,943**	（純資産の部）	
ソフトウェア	201,438	**株主資本**	**9,240,310**
電話加入権	6,505	資本金	1,500,000
投資その他の資産	**3,019,666**	資本剰余金	3,333,001
投資有価証券	2,748,493	資本準備金	817,100
差入保証金	123,299	その他資本剰余金	2,515,901
保険積立金	136,643	利益剰余金	4,774,297
その他	18,279	利益準備金	8,455
貸倒引当金	△7,050	その他利益剰余金	4,765,842
		別途積立金	1,800,000
		繰越利益剰余金	2,965,842
		自己株式	△366,989
		評価・換算差額等	**39,765**
		その他有価証券評価差額金	39,765
		新株予約権	**18,678**
		純資産合計	**9,298,753**
資産合計	**10,331,972**	**負債純資産合計**	**10,331,972**

損　益　計　算　書

（平成27年11月１日から
平成28年10月31日まで）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
売上高		5,105,362
売上原価		1,733,383
売上総利益		**3,371,978**
販売費及び一般管理費		1,984,050
営業利益		**1,387,927**
営業外収益		
受取利息	2,734	
有価証券利息	53,453	
受取配当金	4,444	
受取家賃	49,713	
為替差益	93	
その他	8,731	119,170
営業外費用		
不動産賃貸原価	8,665	
その他	1,935	10,600
経常利益		**1,496,497**
特別利益		
投資有価証券売却益	31,964	31,964
税引前当期純利益		**1,528,461**
法人税、住民税及び事業税	482,212	
法人税等調整額	3,906	486,119
当期純利益		**1,042,342**

株主資本等変動計算書

（平成27年11月１日から
平成28年10月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金			
					別途積立金	繰越利益剰余金		
平成27年11月１日残高	1,500,000	817,100	2,515,901	8,455	1,800,000	2,319,986	△144,719	8,816,723
事業年度中の変動額								
剰余金の配当						△396,485		△396,485
当期純利益						1,042,342		1,042,342
自己株式の取得							△222,269	△222,269
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	645,856	△222,269	423,587
平成28年10月31日残高	1,500,000	817,100	2,515,901	8,455	1,800,000	2,965,842	△366,989	9,240,310

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
平成27年11月１日残高	65,725	65,725	18,678	8,901,126
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△396,485
当期純利益				1,042,342
自己株式の取得				△222,269
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△25,960	△25,960	－	△25,960
事業年度中の変動額合計	△25,960	△25,960	－	397,627
平成28年10月31日残高	39,765	39,765	18,678	9,298,753

注記事項

（重要な会計方針に係る事項）

１．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

・時価のあるもの

事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

２．固定資産の減価償却の方法

⑴ 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物、及び、平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、建物の主な耐用年数は15～38年であります。

⑵ 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

３．引当金の計上基準

⑴ 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

⑵ 賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

⑶ 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

⑷ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度の末日における退職給付債務見込額及び年金資産残高に基づき、当事業年度の末日に発生していると見込まれる額を計上しております。

４．消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

（会計方針の変更に関する注記）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱」（実務対応報告第32号　平成28年６月17日）を当事業年度に適用し、平成28年４月１日以後に取得する建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当事業年度において、財務諸表に与える影響は軽微であります。

（貸借対照表に関する注記）

有形固定資産の減価償却累計額　354,874千円

（株主資本等変動計算書に関する注記）

１．発行済株式の種類及び総数ならびに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：株）

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
発行済株式				
普通株式	15,560,000	－	－	15,560,000
合計	15,560,000	－	－	15,560,000
自己株式				
普通株式	272,082	186,574	－	458,656
合計	272,082	186,574	－	458,656

（注）自己株式数の増加は、取締役会決議による取得及び単元未満株式の買取請求によるものであります。

２．剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たりの配当額（円）	基準日	効力発生日
平成28年１月22日定時株主総会	普通株式	183,455	12	平成27年10月31日	平成28年１月25日
平成28年６月６日取締役会	普通株式	213,030	14	平成28年４月30日	平成28年７月１日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

次のとおり、付議いたします。

決議予定	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	１株当たりの配当額（円）	基準日	効力発生日
平成29年１月20日定時株主総会	普通株式	211,418	利益剰余金	14	平成28年10月31日	平成29年１月23日

３．新株予約権に関する事項

当事業年度末における当社から発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式　22,000株

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、必要な資金はすべて自己資金により賄っております。余資は、安全性、流動性、収益性を考慮して定期預金及び債券にて運用しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式及び余資の運用のために保有する債券であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理

①信用リスク（取引先の倒産等に係るリスク）

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、営業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

担当部署である管理部経理課が資金計画を作成、適時更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性を管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成28年10月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）２．参照）。

	貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
(1)現金及び預金	5,125,399千円	5,125,399千円	－
(2)売掛金	624,601千円	624,601千円	－
(3)有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	3,049,948千円	3,049,948千円	－
資産合計	8,799,949千円	8,799,949千円	－

（注）１．金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。

２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	1,965千円

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから「(3)有価証券及び投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

３．金銭債権及び満期がある投資有価証券の決算日後の償還予定額

	１年以内	１年超５年以内	５年超10年以内	10年超
現金及び預金	5,125,399千円	－	－	－
売掛金	624,601千円	－	－	－
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの	300,000千円	400,000千円	1,562,262千円	100,000千円
合計	6,050,001千円	400,000千円	1,562,262千円	100,000千円

（賃貸等不動産に関する注記）

１．賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、本社建物を自社で使用するとともに、一部を他社に賃貸しているオフィスビル（土地を含む）を有しております。平成28年10月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は41,047千円（賃貸収益は営業外収益に、主な賃貸費用は営業外費用に計上）であります。

２．賃貸等不動産の時価に関する事項

貸借対照表計上額			当事業年度末における時価
当事業年度期首残高	当事業年度増減額	当事業年度末残高	
250,945千円	△5,104千円	245,841千円	274,247千円

（注）１．貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

２．当事業年度増減額は、主に減価償却によるものであります。

３．当事業年度末における時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）であります。

（税効果会計に関する注記）

１．繰延税金資産及び負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

長期未払金	66,646千円
賞与引当金	52,360千円
未払事業税	21,968千円
退職給付引当金	6,614千円
未払費用	8,316千円
その他	38,872千円
小計	194,777千円
評価性引当額	△95,301千円
合計	99,476千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△17,087千円
合計	△17,087千円
繰延税金資産の純額	82,388千円

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の５以下であるため注記を省略しております。

３．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年３月29日に国会で成立し、平成28年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.2%から平成28年11月１日に開始する事業年度及び平成29年11月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.8%に、平成30年11月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.6%となります。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

（退職給付会計に関する注記）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、主として、確定給付年金制度を採用しております。

２．確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	53,162千円
退職給付費用	11,011千円
退職給付の支払額	△497千円
制度への拠出額	△42,062千円
退職給付引当金の期末残高	21,614千円

(2) 退職給付及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

積立型制度の退職給付債務	173,777千円
年金資産	△152,163千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	21,614千円
退職給付引当金	21,614千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	21,614千円

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	11,011千円

（１株当たり情報に関する注記）

１株当たり純資産額	614円52銭
１株当たり当期純利益	68円56銭
潜在株式調整後１株当たり当期純利益	68円46銭

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年12月13日

株式会社　学 情
取 締 役 会　御中

有限責任監査法人　ト　ー　マ　ツ

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	和　田　稔　郎 ㊞
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	西　方　　実 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社学情の平成27年11月１日から平成28年10月31日までの第39期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年11月１日から平成28年10月31日までの第39期事業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査要領の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び内部監査部門等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。

③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人　有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年12月20日

株式会社学情　監査役会

常勤監査役　津　田　昌　弘　㊞

監　査　役　堀　　清　㊞

監　査　役　前　　義　信　㊞

（注）1.監査役 津田昌弘及び堀 清、前 義信は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

2.前監査役 濱田昌男は逝去（平成28年９月27日）により退任いたしました。監査役 前 義信は、会社法第346条第２項により選任された仮監査役であります。

以　上

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の配当（第39期期末配当）の件

当社は、企業価値の最大化に向け、将来の事業拡大に必要不可欠な新規事業開発、人材育成などの成長投資を最優先とし、内部留保を確保いたします。成長のための内部留保を確保したあとの余剰資金につきましては、キャッシュ・フローの状態を勘案のうえ、可能な限り株主の皆様に還元していく所存です。この基本方針に基づき、第39期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類
金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式１株につき金14円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は、211,418,816円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生ずる日
平成29年１月23日といたしたいと存じます。

第２号議案　取締役５名選任の件

取締役全員（５名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役５名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位および担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	なかい きよかず 中井清和 (昭和23年９月13日)	昭和51年11月　実鷹企画（当社前身）創業 昭和52年11月　株式会社実鷹企画（現当社）設立、代表取締役社長（現任）	624,500株
2	かたやま のぶと 片山信人 (昭和36年５月８日)	昭和61年４月　実鷹企画（当社前身）入社 平成16年４月　当社大阪営業本部ゼネラルマネージャー（部長） 平成17年10月　当社執行役員（大阪営業本部・京都支社担当） 平成19年３月　当社営業統括　執行役員 平成20年１月　当社取締役 平成24年１月　当社常務取締役（東京本部長兼企画営業部・人材紹介事業部・事業戦略部・学校企画部・Web事業推進部担当）（現任）	12,400株
3	むらこし せいいち 村越誓一 (昭和36年７月20日)	昭和59年４月　実鷹企画（当社前身）入社 平成12年10月　当社企画営業第２部マネージャー 平成13年９月　当社東京本部長ゼネラルマネージャー 平成15年７月　当社業務部（現企画部）マネージャー 平成23年１月　当社取締役（企画制作部・企画部・管理部担当）（現任）	34,400株

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
4	せおまこと 瀬尾誠 (昭和26年５月19日)	昭和49年３月　株式会社熊平製作所入社 昭和61年４月　株式会社熊平警備保障（現株式会社クマヒラセキュリティ）営業課長 平成３年４月　同社取締役営業部長 平成５年４月　株式会社セキュリティクマヒラ（現株式会社クマヒラセキュリティ）常務取締役 平成14年４月　同社専務取締役 平成15年４月　同社代表取締役社長 平成24年４月　同社相談役 平成25年１月　当社取締役（現任） 平成26年３月　株式会社クマヒラセキュリティ相談役（退任） 平成26年４月　一般社団法人営業ひと研究所代表理事（現任）	2,200株
5	わきさかよしあき 脇阪嘉明 (昭和30年４月３日)	昭和57年２月　株式会社朝日新聞社入社 平成12年１月　同社編集局社会部次長 平成15年５月　同社東京総局長 平成16年１月　同社編集局地域報道部長 平成18年４月　同社販売局長補佐 平成19年９月　同社マーケティングセンター長 平成23年４月　同社社長室長補佐 平成24年４月　同社横浜総局長 平成26年６月　株式会社朝日学生新聞社代表取締役社長（現任） 平成28年１月　当社取締役（現任）	－

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．瀬尾誠氏および脇阪嘉明氏は、社外取締役候補者であります。

３．(1) 瀬尾誠氏を社外取締役候補者とした理由は、以下のとおりであります。

同氏は、株式会社クマヒラセキュリティの経営に長年携わられ、当社の経営判断・意思決定の過程で、企業経営・事業戦略に関する経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づいた提言をいただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。

(2) 脇阪嘉明氏を社外取締役候補者とした理由は、以下のとおりであります。
同氏は、株式会社朝日新聞社に長年勤務された後、株式会社朝日学生新聞社の経営に携わられ、当社の経営判断・意思決定の過程で、企業経営・事業戦略に関する経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づいた提言をいただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。

4．瀬尾誠氏および脇阪嘉明氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、瀬尾誠氏は４年、脇阪嘉明氏は１年となります。なお、当社は瀬尾誠、脇阪嘉明の両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

5．当社は、瀬尾誠氏および脇阪嘉明氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項各号に定める金額の合計額としており、両氏の再任が承認された場合は、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。

第３号議案　監査役２名選任の件

監査役堀清氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。また、平成28年９月27日に社外監査役濱田昌男氏が逝去され、監査役の法定員数を欠くことになったため、大阪地方裁判所に仮監査役選任の申し立てを行ったところ、平成28年11月４日付で同裁判所より仮監査役として前義信氏を選任した旨の通知を受け、同氏は当社仮監査役に就任いたしました。つきましては、あらためて社外監査役として同氏を選任することを含め、監査役２名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	堀（ほり）　清（きよし） （昭和23年７月４日）	平成12年10月　弁護士登録 平成12年10月　中村泰雄法律事務所入所 平成14年１月　当社監査役（現任） 平成15年３月　堀清弁護士事務所設立、代表（現任）	30,500株
2	前（まえ）　義信（よしのぶ） （昭和24年３月29日）	昭和43年４月　大阪国税局入局（熊本国税局採用） 昭和60年10月　関西国際空港株式会社　出向 平成元年７月　大阪国税局　天王寺税務署 平成10年７月　大阪国税局　総務部 情報管理官 平成17年７月　大阪国税不服審判所 国税審判官 平成20年７月　同　退職 平成20年８月　税理士登録 前義信税理士事務所設立、代表（現任） 平成28年11月　当社仮監査役（現任）	－

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．堀清氏および前義信氏は、社外監査役候補者であります。

３．(1) 堀清氏を社外監査役候補者とした理由は、以下のとおりであります。

同氏は、会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての経験に基づき、法律面を中心とした客観的・中立的な監査業務が期待されることから、当

社の社外監査役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。

(2) 前義信氏を社外監査役候補者とした理由は、以下のとおりであります。

同氏は、会社経営に関与された経験はありませんが、税理士として財務および会計に精通しており、高い見識と幅広い経験を有することから、当社の社外監査役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。

4．堀清氏および前義信氏は、現在、当社の社外監査役でありますが、社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、堀清氏は15年、前義信氏は２か月となります。なお、当社は堀清氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

5．当社は、堀清氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項各号に定める金額の合計額としており、堀清氏の再任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。

6．前義信氏が監査役に選任された場合は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項各号に定める金額の合計額といたします。

第４号議案　当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の更新の件

当社は、平成20年１月25日開催の第30期当社定時株主総会において株主の皆様の承認をいただき、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）を導入しております。その後平成23年１月21日開催の第33期当社定時株主総会および平成26年１月24日開催の第36期当社定時株主総会において同対応策の更新について株主の皆様のご承認をいただきました（以下更新後の対応策を「現プラン」といいます。）現プランの有効期限は、本総会終結の時までとなっております。

つきましては、会社法施行規則第118条第３号柱書に規定される当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」といいます。）に照らして、不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第３号ロ（２））として、当社定款第15条に基づいて本総会における株主の皆様の承認をいただくことを条件として、現プランを更新する（以下更新後の対応策を「本プラン」といいます。）ことにつき、ご承認をお願いするものであります。本プランの更新にあたり、一部形式的な整理・修正を行っておりますが、内容を実質的に変更している箇所はございません。

本プランの詳細は、次のとおりであります。

Ⅰ．当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社株式に対する大規模買付行為を受け入れるか否かの判断は、最終的には、株主の皆様によってなされるべきものと考えております。従いまして、大規模買付行為につきまして、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、突然の大規模買付行為が発生した場合には、株主の皆様に当該行為を受け入れるか否かについて短期間に判断していただくことになりかねません。

当社は、大規模買付行為を受け入れるか否かの株主の皆様の判断が適切に行われるためには、大規模買付者からの一方的に提供される情報のみならず、当社取締役会から提供される情報及び評価・意見等も含めた十分な情報が提供され、大規模買付行為に応じるべきか否かを判断していただくための情報や時間を確保することが不可欠であると考え、以下のとおり現プランの一部を更新して本プランを定めるものであります。

Ⅱ．基本方針の実現に資する特別な取組み

１．企業価値向上への取組み

当社は、昭和51年に実鷹企画の名称で総合広告代理業を創業し、昭和56年11月に「学生就職情報センター」部門を新設、就職情報事業に進出し、現在に至っております。

当社は、「私達は、仕事を通して社会のお役に立つ企業づくりを目指します。」という基本理念のもと、総合就職情報企業として“きめ細かいサービス”“質の高い情報”をタイムリーに提供できるよう全社一丸となり、「学情ブランドの構築」をテーマに、日々研鑽を続けております。また、事業の展開にあたりましては、以下を基本方針としております。

・新卒採用情報から中途採用情報までの一貫した総合就職情報企業を目指す。
・人材紹介事業など、新しく取り組んでいる事業の強化と自社商品の改良により売上・利益の拡大を目指す。
・社員数を増強し、かつ社員の質的向上を図ることで営業生産性を高め成長スピードを加速させる。
・サービス・商品・営業手法のすべてにおいて市場のニーズを先取りした差別化戦略を実行する。
・社会からの信頼や尊敬を集め、上場企業にふさわしい企業であり続けるべくコーポレート・ガバナンス及びコンプライアンス体制の一層の強化を図る。

また、社会そして市場から信頼される企業であり続けることを目指して、経営基盤のさらなる安定を図り、かつ経営効率を一層高めていくよう努力を続けてまいります。

当社は、創業以来オリジナリティあふれる独自商品の開発・販売にこだわり続け、さまざまな紆余曲折を乗り越え、独力で会社を成長・発展させてまいりました。その結果、平成18年10月には東京証券取引所市場第一部に上場し、企業としての一つの大きなステージに到達しました。当社の主たる事業領域は、新卒採用支援事業を中心としつつ、中途採用支援事業も含めた「採用支援事業」全般にあり、公的機関から雇用対策事業を受託するなど、公的需要も取り込み事業を展開しております。この両輪は、景気循環により少なからず影響を受けてきた当社業績の「安定化」に効果を発揮しました。こうした中、当社は現状に甘んじることなく、さらなる高みを目指し、平成25年１月29日に株式会社朝日新聞社及び株式会社朝日学生新聞社と資本業務提携を締結いたしました。これは昭和51年の創業以来初めての戦略的提携と

なります。当社は、かかる提携を通じて、当社及び株式会社朝日新聞社及び株式会社朝日学生新聞社の教育・人材関連事業に関して、相互にそれぞれの経営資源、経営ノウハウを提供することで相互の企業価値の向上を図りました。それまでの新卒向け就職情報サイト「学情ナビ」を「あさがくナビ」に改め、コンテンツや機能を大幅に改善、イメージキャラクターを起用するなどの施策を実施、従来の就職博の商品力を向上させること等を行った結果、創業40周年を迎えた平成28年10月期において、売上高51億５百万円、経常利益14億96百万円と過去最高の業績を残すことができました。

この「あさがくナビ（朝日学情ナビ）」を中心に展開している株式会社朝日新聞社との提携事業を、より強固なものとしながら、

・「ネットとリアルを融合させたトータル提案の実践」
・「事業のグローバル化」
・「首都圏でのさらなる営業展開の強化」
・「Ｗｅｂ商品（あさがくナビ・Ｒｅ就活）のさらなる改善と販売推進」

等を中長期的な経営戦略として推し進めます。さらに、新しいチャレンジである「人材紹介事業」「インターン・ジョブズ」の拡大や、それ以外の新しい事業領域への模索も続けつつ、「就職」「人材」という枠にとらわれない「総合情報企業」として世界のリーディングカンパニーとなるべく成長を果たし、当社の企業価値の向上を図っていきたいと考えております。

２．コーポレート・ガバナンスについて

当社は、コーポレート・ガバナンスについて、会社の意思決定機関である取締役会の活性化並びに経営陣に対する監視と、不正を防止する仕組みが企業統治であるとの考えを基本としております。

当社の取締役会は、現在取締役５名で構成され、うち２名は独立性を有する社外取締役です。社外取締役につきましては、平成25年10月期より招聘し、当社取締役会における意思決定の客観性を高め、独立した第三者の立場から経営を監督する機能を担っております。また、監査役会制度を採用しており、監査役は３名で、すべて社外監査役です。社外取締役及び社外監査役と当社との間に人的、資本的関係又は取引関係、その他利害関係はありません。

また、当社では経営環境の変化に即応するため、毎月開催する定例の取締役会に加え、緊急を要する場合には、臨時取締役会を開催し、議論・審議にあたっております。

また、業務執行の迅速化と各部署が抱える問題点を把握し速やかに対処するため、取締役・監査役及び全国の部署責任者による週間業務報告会議をテレビ会議システムを通じて毎週開催するとともに、月に１回は全員が一堂に会し本社にて月間業務報告会議を開催しております。

監査役（常勤）は常に取締役会及び週間業務報告会議、月間業務報告会議に出席し、適宜、意見の表明を行うとともに、内部監査担当者との連携を密にし、監査の実効性を高めております。

Ⅲ．基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

１．本プランの概要

（１）目的

当社は、大規模買付行為に対する当社株式の売却や、大規模買付者に対して当社の経営を委ねること等の適否に関する判断は、最終的には、株主の皆様のご意思に委ねられるべきものであると考えております。平成28年10月31日現在の当社の株式の状況は、別紙１に記載のとおり、現経営陣の他に当社の資本業務提携先であり当社の第４位及び第５位の大株主である朝日新聞社グループによる比較的安定した保有状況となっておりますが、当社役員及びその関係者（以下「当社役員等」といいます。）については当社の発行済株式総数の23.7％（総株主の議決権数に対する割合24.4％）を保有し、従前の保有比率より低下しております。

一方で、当社は就職情報事業での競争力や商品力の強化、新市場開拓に努めるべく、人材の採用及び募集から入社後の戦力化までをトータルに実現するサービス体制を構築するための外部企業との提携等を引き続き図っていく所存です。現時点では具体的な予定はありませんが、中長期的な事業領域の拡大や投資等に伴う資金調達の手段として、自己資本の充実のための資本市場における資金調達もひとつの選択肢として考えられ、仮に実施した場合には当社役員等の保有比率が一層低下する可能性もあります。さらに、朝日新聞社グループと当社役員等は必ずしも協調して議決権を行使するとは限らず互いに独立した関係にあります。また、当社が今後他社とさらなる資本業務提携等を行うことによって株主構成が変化する可能性も否定できず、役員の異動等による当社役員等の保有比率が低下する可能性もあり、当社役員等が個別の事情に基づく株

式の譲渡その他の処分をすることによって、現在の比較的安定的な株主構成を維持できない事態も起こり得ると考えられます。

当社は、大規模買付行為に応じるか否かの判断を株主の皆様に適切に行っていただくためには、大規模買付者から株主の皆様に適切な情報が提供されることが不可欠であるとともに、当社の経営を担う当社取締役会の大規模買付行為に対する評価・意見・代替案を踏まえていただくことによって、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かをより適切に判断することが可能になるものと考えております。

当社取締役会は、大規模買付行為に関して必要かつ十分な情報と時間の確保を大規模買付者に対して求めたうえで、株主の皆様に適切に判断していただくこと、当社取締役会による当該大規模買付行為に対する賛否の意見、又は大規模買付者による大規模買付行為完了後の経営方針や事業計画等に対する当社の代替案を株主の皆様に対して提示させていただくこと、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者との交渉が場合によっては必要であるとの結論に至りました。このような考え方のもとで、当社は現プランの更新を決定いたしました。なお、平成28年10月31日時点での当社の大株主の状況は、別紙１のとおりですが、本日現在、当社株式に対する具体的な大規模買付行為（下記２．(1)に定義されます。）に関する提案の事実はございません。

（２）手続きの設定

本プランは、下記２．(1)に定義される当社株券等の20％以上の買付け若しくはこれに類似する行為又はその提案が行われる場合に、大規模買付者に対し事前の情報提供を求める等、上記(1)の目的を実現するために必要な手続を定めております。（詳細については下記「２．本プランの内容」をご参照下さい。）大規模買付者が本プランを遵守して、大規模買付行為を行おうとする場合は、取締役会評価期間（下記「２．本プランの内容」(3)①に定義されます。）中は、大規模買付行為は禁止されます。

（３）特別委員会の利用等

本プランに基づく対抗措置の発動又は不発動等の判断については、当社取締役会の恣意的判断を排するため、特別委員会運営規則（その内容については別紙２をご参照下さい。）に従い、当社の業務執行を行う経

営陣から独立している社外有識者等から構成される「特別委員会」の客観的な判断を最大限に尊重することとします。なお、本プランが本総会にて承認された後において予定される特別委員会の委員の氏名及び略歴は、別紙３のとおりです。

（４）対抗措置の発動

大規模買付者が本プランにおいて定められた手続を遵守せずに、当社株券等の買付け等を行う場合で、当社の企業価値・株主共同の利益に対して明白に侵害をもたらすおそれがあると判断せざるを得ない場合等には、下記２．(4)①に定義される対抗措置を発動します。

大規模買付者が本プランにおいて定められた手続を遵守した場合でも、大規模買付行為が下記２．(4)②に定義される事項に該当するような場合は、下記２．(4)①に定義される対抗措置を発動することがあります。本プランに従って、対抗措置として新株予約権の無償割当てが当社取締役会により決議された場合、当該新株予約権の権利行使又は当社による取得に伴って、買付者等以外の株主の皆様に当社株式が交付された場合には、買付者等の有する当社株式の議決権割合は、最大で２分の１まで希釈化される可能性があります。

２．本プランの内容

（１）対象となる大規模買付行為

「大規模買付行為」とは、以下のいずれかに該当する行為（但し、当社取締役会が予め同意した行為は除きます。）若しくはその可能性のある行為とし、当該行為者を「大規模買付者」といいます。

① 当社が発行者である株券等（注1）に関する当社の特定の株主の株券等保有割合（注2）が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得（注3）

② 当社が発行者である株券等（注4）に関する当社の特定の株主の株券等所有割合（注5）とその特別関係者（注6）の株券等所有割合との合計が20%以上となる買付けその他の取得（注7）

③ 上記①又は②に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本③において同じとします。）との間で、当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者（注8）に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しく

はそれらの者が共同ないし協調して行動する関係(注9)を樹立する行為(注10)。（ただし、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限ります。）

(注1) 金融商品取引法第27条の23 第１項に定義される株券等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。

(注2) 金融商品取引法第27条の23 第４項に定義される株券等保有割合をいいます。以下同じとしますが、かかる株券等保有割合の計算上、(i)同法第27条の2 第７項に定義される特別関係者、並びに(ii)当社の特定の株主との間で本件に係るアドバイザリー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びに大規模買付者の公開買付代理人（以下「契約金融機関等」といいます。）は、当社の特定の株主の共同保有者とみなします。また、かかる株券等保有割合の計算上、当社の発行済株式の総数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。

(注3) 売買その他の契約に基づく株券等の引渡請求権を有すること及び金融商品取引法施行令第14条の6に規定される各取引を行うことを含みます。

(注4) 金融商品取引法第27条の2 第１項に定義される株券等をいいます。以下本②において同じとします。

(注5) 金融商品取引法第27条の2 第８項に定義される株券等所有割合をいいます。以下同じとします。なお、かかる株券等所有割合の計算上、当社の総議決権の数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。

(注6) 金融商品取引法第27条の2 第７項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第１号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第３条第２項で定める者を除きます。なお、(i)共同保有者及び(ii)契約金融機関等は、当該特定の株主の特別関係者とみなします。以下別段の定めがない限り同じとします。

(注7) 買付けその他の有償の譲受け及び金融商品取引法施行令第６条第２項に規定される有償の譲受けに類するものを含みます。

（注8）金融商品取引法第27条の23 第５項に定義される共同保有者をいい、同条第６項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。以下同じとします。

（注9）「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係等の形成や、当該大規模買付者及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとします。

（注10）上記③所定の行為がなされたか否かの判定は、当社取締役会が特別委員会の勧告に基づき合理的に行うものとします。なお、当社取締役会は、当該③の要件に該当するか否かの判定に必要と判断される範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

（２）意向表明書の提出および情報提供の要求

大規模買付行為を開始または実行しようとする大規模買付者は、事前に当社取締役会に対し、本プランに従う旨の「意向表明書」をご提出していただきます。当社は、大規模買付者から意向表明書が提出された事実及び必要に応じてその内容について、株主の皆様に対して速やかに情報開示を行うものとします。なお、意向表明書には、本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を明示していただきます。

当社取締役会は、大規模買付者より意向表明書を受領した日から10営業日以内に、大規模買付者に対して当初提供していただく「情報提供リスト」を交付します。当該情報の具体的内容は、大規模買付者の属性又は大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目としては下記のとおりです。

記

【情報提供リストの項目】

①大規模買付者及びそのグループ（共同保有者(*1)、特別関係者及び組合員その他の構成員（ファンドの場合）を含む。）の詳細(*2)。（具体的名称、住所、沿革、設立準拠法、代表者の氏名、（国内）連絡先、資本構成、事業内容、財務内容等を含む。）

(*1)金融商品取引法及び会社法で定義される共同保有者。

(*2)大規模買付者及びそのグループが自然人である場合は、勤務先の住所及び電話番号、主たる職歴(勤務ないし職務に従事した法人又はその他の団体の主たる業務及び住所、各職務の開始及び終了の時期を含む。)、年齢及び国籍を記載。

②大規模買付者及びそのグループがそれぞれ保有する当社の全ての有価証券、過去180日間において大規模買付者及びそのグループがそれぞれ行った当社有価証券に係る全ての取引（取引の性質、価格、取引の場所及び方法、取引の相手方を含む。）、及び当社有価証券に関して大規模買付者及びそのグループが締結した全ての契約、取決め及び合意（口頭によるものを含み、また履行可能性の有無を問わない。）の内容。

③大規模買付行為の目的（当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策並びに配当政策と当社及び当社グループの顧客、取引先、従業員、地域関係者等への対応方針並びに具体的施策）、方法及び内容。（買付けの対価及び対価の種類、買付時期、関連する取引の仕組み、買付方法の適法性、二段階買付けの可能性と予定している場合の内容、買付け後に当社株式が上場廃止となる見込みがある場合はその旨及びその理由、実現可能性等を含む。）

④当社の有価証券を取得した後、第三者に譲渡すること等を目的とする場合は、当該第三者の概要(上記①に準じた内容)及び大規模買付者及びそのグループとの関係、並びに当該第三者が当社有価証券を譲受ける目的及び譲受け後の当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策並びに配当政策と当社及び当社グループの顧客、取引先、従業員、地域関係者等への対応方針並びに具体的施策。

⑤買付資金等の裏付け。（当該資金の提供者（実質的提供者を含む。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含む。）

⑥買付等の価格の算定根拠。（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び買付けに係る一連の取引により生じることが予想される

シナジーの額とその算定根拠、そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの額と算定根拠等を含む。）

⑦大規模買付行為完了後の当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策。

⑧大規模買付行為完了後の当社及び当社グループの顧客、取引先、従業員、地域関係者等への対応方針並びに具体的施策。

⑨大規模買付行為完了後の当社グループの経営において必要な許認可の維持の可能性および各種法令等の規制遵守の可能性。

⑩大規模買付行為に関し適用される可能性のある法令等に基づく規制事項、その他の法令等に基づく承認又は許認可等の取得の可能性。

⑪その他、特別委員会が合理的に必要と判断する情報。

当社取締役会は、大規模買付者から受領した意向表明書や情報提供リストに係る回答などを、速やかに特別委員会に提供するものとします。特別委員会は、意向表明書や情報提供リストに係る回答に記載された内容が不十分であり、追加的な情報提供が必要であると判断した場合には、回答期限を定めた上で、大規模買付者に対して自ら又は当社取締役会を通じて必要な情報を追加的に提出するよう書面にて求めることがあります。

大規模買付者から意向表明書や情報提供リストに係る回答並びに特別委員会からの要求により追加的に提出された必要な情報に係る回答（以下、総称して「大規模買付情報」といいます。）を受領した場合、当社取締役会は、特別委員会に諮問した上で、大規模買付情報の提供が完了した旨を証する書面を当該大規模買付者に交付することとし、当該書面の交付後に、当該書面を交付した事実並びに交付日を開示いたします。また、当社取締役会に提供された大規模買付情報について、株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示いたします。

また、特別委員会は、大規模買付者が本プランに定められた手続に従うことなく大規模買付行為が開始されたものと判断する場合には、引き続き大規模買付情報の提出を求めて大規模買付者と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除いて、原則として、当社取締役会に対して対抗措置を発動することを勧告し、当社取締役会は当該勧告を最大限に尊重して、対抗措置を発動する場合があります。

（3）大規模買付行為の内容の検討・大規模買付者との交渉および代替案の提示

①取締役会における評価検討

当社取締役会は、大規模買付者からの大規模買付情報の提供が完了した後、大規模買付行為が対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社株券等の全ての買付けの場合には60日間、その他の大規模買付行為の場合には90日間を、当社取締役会による評価検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として確保されるべきものと考えております。

取締役会評価期間中、当社取締役会は特別委員会及び外部専門家等の勧告･助言等を得ながら、大規模買付情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を取り纏め、また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。当社は、これらについて、当該時点において適用ある法令等及び証券取引所規則に基づいて適時適切に公表いたします。

②特別委員会の設置及び利用

当社は、本プランが適正に運用されること、並びに当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のために適切と考える方策を取る場合において、その判断の客観性、公正性及び合理性を担保するために、当社取締役会から独立した第三者機関として特別委員会を設置いたします。

特別委員会は当社取締役会によって設置され、特別委員は３名以上で構成されることとします。特別委員の選任については、公正で合理的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役または社外の有識者等（弁護士、公認会計士、実績ある企業経営者、学識経験者等又はこれらに準ずる者を含みます。）の中から選任するものとします。

当社取締役会は、大規模買付者から提供される大規模買付情報が必要かつ十分であるか否か、大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守したか否か、大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく毀損するか否か、対抗措置を発動するか否か、本プランの修正又は変更等について、当社取締役会の恣意性を排除するために、特別委員会に諮問し客観的な判断を経るものとします。

特別委員会は、当社取締役会から諮問を受けた事項について評価・検討し、特別委員会としての意見を慎重に取り纏め、当社取締役会に対して勧告

します。当社取締役会は、特別委員会による勧告を最大限に尊重した上で、対抗措置の発動又は不発動等その他必要な決議を行うものとします。

③株主に対する情報開示

当社は、大規模買付者が出現した場合、上記(2)から(3)の手続きについて、当社取締役会及び特別委員会が、適切と判断する事項について、適切に情報開示を行います。

（4）大規模買付行為がなされた場合の対応方針

①本プランに定める手続きを遵守しない場合

大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守しない場合には、大規模買付者の買付方法の如何に関わらず、当社取締役会は当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置（以下「対抗措置」といいます。）の発動を決定する場合があります。

大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守したか否か、並びに対抗措置の発動又は不発動の是非については、外部専門家等の意見も参考にし、特別委員会の勧告を最大限に尊重して、当社取締役会が決定します。対抗措置の具体的な手段については、新株予約権の無償割当て等、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。

なお、対抗措置を発動した場合であっても、以下のような場合、当社取締役会は、当該対抗措置を維持することの是非について、改めて特別委員会に諮問するとともに、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、発動した対抗措置の中止又は撤回を検討するものとします。（下記②においても同様とします。）

ⅰ．大規模買付者が大規模買付行為を中止若しくは撤回した場合

ⅱ．対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと判断される状況に至った場合

これらの場合、特別委員会は当社取締役会の諮問に基づいて当該措置を維持することの是非について検討し、これを当社取締役会に対して勧告を行います。

②本プランに定める手続きを遵守した場合

大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守した場合には、原則として、当社は対抗措置を発動しません。

ただし、本プランに定める手続きが遵守されている場合で、大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく毀損すると判断せざるを得ない場合には、当社取締役会は特別委員会への諮問・特別委員会からの勧告を経て、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を目的として対抗措置を発動することがあります。

具体的には、大規模買付行為が下記のいずれかに該当すると認められる場合には、企業価値及び株主共同の利益を著しく毀損すると考えております。

記

(i) 株券等を買占め、その株券等について当社に対して高値で買取りを要求する行為

(ii) 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

(iii) 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲のもとに買付者等の利益を実現する経営を行うような行為

(iv) 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

(v) 強圧的二段階買付（最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合

(vi) 買付等の条件（対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性、買付等の後の経営方針又は事業計画、買付等の後における当社の他の株主、従業員、顧客、取引先その他の当社に係る利害関係者の処遇方針等を含みます。）が、当社の本源的価値に鑑みて、著しく不十分又は不適当な内容である場合

(vii) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の従業員、顧客、取引先等との関係、又は当社の社会的信用等の著しい毀損により、当社の企業価値又は株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合

以上

当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際し、特別委員会の勧告を最大限に尊重するものとし、当社取締役会の決議により、対抗措置の発動及び不発動に関する事項について、速やかに開示いたします。

（5）新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づく具体的な対抗措置を実施する場合で、大規模買付者による権利行使が認められないときの行使条件及び当社が大規模買付者以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを実施する場合の概要は、別紙４のとおりです。

（6）本プランの有効期間、廃止および変更

本プランの有効期間は、本総会終結後３年以内に終結する事業年度のうち最終のものに関する当社の定時株主総会終結の時までとします。ただし、有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、または②当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本総会の決議の趣旨に反しない場合（本プランに関連する法令、証券取引所規則等の新設又は改廃が行われ、係る新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、当社株主に不利益を与えない場合等を含みます。）、特別委員会に諮問した上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実、及び（修正又は変更の場合には）修正、変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。なお、本プランで引用する法令の規定は、平成28年12月５日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、本プランの条項又は用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

３．株主および投資家の皆様に与える影響

（１）本プランが株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの発効時点においては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

（２）本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

①本新株予約権の無償割当ての手続

当社取締役会において、本新株予約権の無償割当てに係る取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）を行った場合には、本新株予約権無償割当て決議において別途定める割当期日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、その保有する当社株式１株につき本新株予約権１個を上限として本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権が無償にて割り当てられます。なお、割当ての対象となる株主の皆様は、当該本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権に係る新株予約権者となりますので、申込みの手続等は不要です。

なお、一旦本新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、当社は、特別委員会の勧告を最大限に尊重し、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては、本新株予約権の無償割当てを中止し、または、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいて、本新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、当社株式１株当たりの価値の希釈化は生じませんので、こうした希釈化が生じることを前提に売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を受ける可能性があります。

②本新株予約権の行使の手続

当社は、割当期日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、並びに株主ご自身が非適格者（別紙４の７．に定義されます。）でないこと等についての表明・保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様において

は、本新株予約権の権利行使期間内で、かつ、当社による本新株予約権の取得の効力が発生するまでに、これらの必要書類を提出した上、原則として、本新株予約権１個当たり、１円を下限として当社株式１株の時価の２分の１の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において定める行使価額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むことにより、本新株予約権１個につき原則として１株の当社株式が発行されることになります。ただし、当社は、下記③に記載する手続により、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を取った場合、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社株式を受領することとなり、この場合、原則として、その保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じません。

③当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、別紙４の10. に記載のとおり、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日をもって、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付する場合には、かかる株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、本新株予約権１個につき原則として１株の当社株式を受領することになります。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が非適格者でないこと等についての表明・保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

上記のほか、本新株予約権の割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権無償割当て決議において決定された後、株主の皆様に対して情報開示又は通知いたしますので、当該内容をご確認下さい。

Ⅳ. 上記の各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

１. 基本方針の実現に資する特別な取組み（上記Ⅱ. の取組み）について

上記Ⅱ. に記載した各取組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるための具体的方策として策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。従って、これらの施策は、基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益に沿うものであり、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

２．基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記Ⅲ.の取組み）について

（１）当該取組みが基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株券等に対する大規模買付行為が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と協議・交渉等を行うことを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

（２）当該取組みが株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、以下の理由から、本プランは基本方針に照らして不適切な者による支配を防止するための取組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものでなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

①買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年５月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足しています。また、本プランは経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年６月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏まえたものとなっております。

②当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の目的をもって更新されていること

本プランは、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様に適正に判断していただくために必要な情報や時間、あるいは当社取締役会による代替案の提示を受ける機会を確保すること等を可能にするものであり、当社企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を目的とするものです。

③株主の合理的意思に依拠したものであること

本プランは、本総会における承認を条件として発効するものです。

また、前記Ⅲ．２．(6)に記載のとおり、本プランには有効期間を３年間とするサンセット条項が設けられており、かつ、当該有効期間満了の

前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなりますので、本プランの存続の適否については、株主の皆様のご意向を反映したものとなっております。

④独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、本プランの運用並びに対抗措置発動等の運用に際して、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために実質的な判断を客観的に行う諮問機関として、特別委員会を設置しております。なお、特別委員会の委員は３名以上とし、公正で合理的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立し、当社及び当社の経営陣との間に特別の利害関係を有していない社外取締役、社外監査役または社外の有識者等（弁護士、公認会計士、実績ある企業経営者、学識経験者等又はこれらに準ずる者を含む。）の中から選任されるものとしております。

⑤合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、前記Ⅲ．２．(4)②に記載のとおり、予め定められた合理的かつ詳細な客観的発動要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

⑥デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

前記Ⅲ．２．(6)に記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、大規模買付者が、当社株主総会で取締役を指名し、当該取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することができますので、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以　上

別紙　1

当社の株式の状況（平成28年10月31日現在）

１．発行可能株式総数　50,240,000株

２．発行済株式総数　　15,560,000株

３．株主数　　4,950名

４．大株主の上位10名の状況

株主名	所有株式数（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,916,800	12.32
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,746,300	11.22
株式会社アンビシャス	1,500,000	9.64
株式会社朝日新聞社	778,000	5.00
株式会社朝日学生新聞社	778,000	5.00
中井清和	624,500	4.01
学情社員持株会	612,500	3.94
中井大志	400,100	2.57
中井洋子	319,200	2.05
ＣＢＬＤＮ　ＫＩＡ　ＦＵＮＤ136	264,700	1.70

（注）上記のほか、当社が自己株式458,656株を保有しております。

別紙　2
平成28年12月５日

特別委員会運営規則

第１条(目的)

本規則は、当社が平成28年12月５日の取締役会の決定に基づいて公表した「当社株式の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)の更新について」中に定める大規模買付行為を対象とする対応策(以下、「本プラン」という。)の運用及び対抗措置の発動に関し、特別委員会が依るべき手続及び判断基準を定めることを目的とする。なお、本規則において用いられる用語は、別途定義される場合を除き、本プランにおいて用いられる用語と同じ意味を有するものとする。

第２条(特別委員会の設置)

当社は、大規模買付行為に関する取締役会の判断及び対応の客観性、公正性及び合理性を担保するため、取締役会の諮問機関として特別委員会を設置する。

第３条(特別委員会の構成等)

１．特別委員会を構成する委員(以下、「特別委員」という。)は、３名以上とする。

２．特別委員は、当社の業務執行を行う取締役会から独立し、当社及び取締役会との間に特別の利害関係を有していない社外取締役、社外監査役または社外の有識者等（弁護士、公認会計士、実績ある企業経営者、学識経験者等またはこれらに準ずる者を含む。）の中から取締役会が選任する。選任にあたっては、特別委員の役割に鑑み、企業経営に関する知見、企業価値に関する見識、実務経験等を総合的に勘案する。

３．当社は、特別委員との間で、委任契約書を締結するものとする。

４．当社は、必要に応じ、当社の判断により、委員の氏名及び社外における役職名等の情報を公表することができるものとする。

第４条(特別委員の任期)

１．特別委員の任期は、取締役会がその者を特別委員に選任しその者が特別委員への就任を承諾した日から、選任後３年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会終結の時までとし、再任を認めるものとする。

２．大規模買付者が当社に対し意向表明書を提出し、又は特別委員会が第10条第１項各号に規定される検討を開始した後、取締役会評価期間が終了するまでの間に、前項に定める任期が満了する場合において、当社が任期を満了する特別委員に対し特別委員として再任することを申し出たときは、当該特別委員は、委任契約書において特段の合意がなされた場合を除き、特別委員への再任を拒めない。

３．前項に基づく再任の場合、当該再任された特別委員は、大規模買付者による大規模買付行為が終了したとき又は取締役会が対抗措置を発動し、その実行が終了したときのいずれか遅いときにおいて、特別委員を辞任することができるものとし、辞任の申し出がない場合には、当該特別委員の任期は、その後最初に開催される定時株主総会終了後の最初の取締役会の終結時までとする。

４．取締役会が本プランを廃止する旨の決議をした場合、特別委員の任期は、本プランの廃止と同時に終了する。

第５条(特別委員の解任)

取締役会は、以下の事由が生じた場合、特別委員を解任することができる。

(1)　特別委員が、重度の身体又は精神の障害その他の事由により、当社の特別委員としての業務を遂行できないものと合理的に判断される場合

(2)　特別委員が、特定株主グループ(議決権割合が20%以上のものに限る。以下、同じ。)に含まれる者又は特定株主グループに含まれる者になろうとする者との間に、客観的かつ中立的な立場から勧告を行うことが困難であると合理的に判断される関係を有していることを取締役会が認識した場合

(3)　特別委員に法令、本プラン、本規則又は委任契約の違反又は不履行があった場合

(4)　特別委員が第３条第２項前段に定める者ではなくなった場合

第６条(報酬及び費用)

１．当社は、特別委員に対し、合理的な金額の報酬を支払うことができる。

２．当社は、特別委員に対し、特別委員がその職務を遂行するために負担すべき合理的な金額の費用を支払う。

第７条(善管注意義務)

１．特別委員は、善良な管理者の注意をもって、忠実にその職務を遂行する。

２．特別委員は、その職務を遂行するために必要となる当社の経営状況について、四半期に１回以上、当社の取締役からその報告を受けるものとする。

第８条(特別委員会の開催)

特別委員会は、本規則に従い、必要に応じて随時開催する。

第９条(特別委員会の招集)

１．特別委員会は、当社代表取締役又は各特別委員が招集する。

２．特別委員会の招集は、書面、電磁的方法又は口頭による通知その他適当な方法により行う。

３．特別委員会は、本社においてこれを開催する。但し、必要がある場合は、他の場所で開催することができる。

第10条(特別委員会の権能)

１．特別委員会は、取締役会が特別委員会に諮問する、以下に規定する事項につき検討、審議を行い、取締役会に対して勧告を行う。取締役会は当該勧告を最大限尊重して、最終的な決定を行う。

(1)　当社株式について大規模買付行為が行われる場合に、当社株主の適切な判断及び取締役会としての評価・意見形成・代替案の提示のために必要かつ十分な情報が大規模買付者から提供されているか否かについての勧告、並びに、大規模買付者から必要かつ十分な情報が提供されていないときは、追加で一定の期限内に提供を求めるべき情報についての勧告

(2)　本プランに定める手続きが遵守された場合において、対抗措置を講じるか否かについての勧告

(3)　本プランに定める手続きが遵守されていない場合において、対抗措置を講じるか否かについての勧告

(4)　前２号の場合において、取締役会の講じる対抗措置が手段として相当か否かについての勧告

(5)　対抗措置を発動する手続を開始した後において、当該対抗措置の発動を維持することが相当か否かについての勧告

(6)　本プランの修正又は変更についての勧告

(7)　その他、上記に関連する事項に関わる勧告

２．特別委員会における前項の検討及び審議は特別委員のみで行い、取締役は検討又は審議の場に同席しない。但し、特別委員会は、その検討及び審議に必要な情報を収集するために、取締役、従業員等又は監査役を出席させることができる。

３．特別委員会は、取締役、従業員等又は監査役に対し、その検討及び審議に必要な当社に関する資料の提供を求めることができる。
４．特別委員会は、当社の費用負担で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等)から、その検討及び審議に必要な専門的な助言を得ることができる。

第11条(特別委員会の勧告)
１．特別委員会の勧告の内容については、原則として特別委員会の委員全員が出席する(会議電話及びテレビ電話による出席を含む。)委員会において、その過半数の賛成をもって決定する。
２．特別委員会は、勧告内容を決定するに当たっては、別途定める対抗措置の発動の基準に従うものとする。
３．特別委員会の勧告は、書面により行うものとする。
４．前項の書面には、決議された結論及びかかる結論に至った理由の要旨を記載する。また、各特別委員は、同書面に、自らの意見(第１項の方法により決議された結論に沿うものか否かを問わない。)を記載することができる。
５．当社は、必要に応じ、当社の判断により、特別委員会の勧告を記載した書面の全部又は一部を公表することができるものとする。

第12条(議事録)
特別委員会の議事については、事務局が議事録を作成する。

第13条(事務局)
特別委員会の事務局は、管理部に置く。

第14条(規則の改廃)
本規則の改廃は、取締役会の決議をもって行う。

以　上

別紙　3

特別委員会の委員の略歴

氏　　名：岩井　伸太郎（いわい　しんたろう）
生年月日：昭和29年１月18日
【略歴】
昭和54年10月　等松・青木監査法人（現有限責任監査法人トーマツ）入所
昭和61年２月　等松・青木監査法人（現有限責任監査法人トーマツ）退所
昭和61年２月　公認会計士岩井伸太郎事務所　開業（現任）
平成元年６月　フジ住宅株式会社　社外監査役
平成２年９月　北斗監査法人（現仰星監査法人）設立　代表社員
平成23年６月　江崎グリコ株式会社　社外監査役（現任）
平成25年11月　仰星監査法人　退所
平成27年６月　フジ住宅株式会社　社外取締役（現任）

氏　　名：丑野　正仁（うしの　まさひと）
生年月日：昭和31年４月８日
【略歴】
平成９年４月　弁護士登録（大阪弁護士会）
平成９年４月　田中義信法律事務所　入所
平成13年12月　田中義信法律事務所　退所
平成14年１月　うしの法律事務所　開業（現任）

氏　　名：髙木　將雄（たかぎ　まさお）
生年月日：昭和17年３月23日
【略歴】
昭和44年１月　等松・青木監査法人（現有限責任監査法人トーマツ）入所
平成19年６月　監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）退所
平成19年７月　公認会計士髙木將雄事務所　開業（現任）

※上記３氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

別紙　4

新株予約権無償割当ての概要

１．本新株予約権の数

本新株予約権無償割当て決議において、別途定める割当期日における当社の最終の発行済株式の総数（但し、同時点において当社の保有する当社株式の数を控除します。）の同数を上限として、本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

２．割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された株主（当社を除く。）に対し、その保有する当社株式１株につき本新株予約権1個を上限として、本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で、無償で割り当てます。

３．本新株予約権無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

４．本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権１個当たりの目的である当社株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、別途調整がない限り１株とします。

５．本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式１株当たりの価額は、１円を下限として当社株式１株の時価の2分の１の金額を上限とする金額の範囲内で、本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」とは、本新株予約権無償割当て決議の前日から遡って90日間（終値のない日を除きます。）の東京証券取引所における当社株式の普通取引の各日の終値（気配表示を含みます。）の平均値とし、１円未満の端数は切り上げるものとします。

６．本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日（以下かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で、本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。但し、下記１０．(2)の規定に基づいて当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得に係る本新株予約権の行使期間は、当該取得日の前営業日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込

取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とします。

７．本新株予約権の行使条件

(1)大規模買付者、もしくは大規模買付者に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者（以下総称して「非適格者」という。）は、原則として、本新株予約権を行使することはできません。なお、非適格者は以下に定義される大規模買付行為若しくはその可能性のある行為を行う者をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者やその他本新株予約権無償割当て決議において別途定める所定の者は非適格者に該当しないものとします。

①当社が発行者である株券等（注1）に関する当社の特定の株主の株券等保有割合（注2）が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得（注3）をする者。

②当社が発行者である株券等（注4）に関する当社の特定の株主の株券等所有割合（注5）とその特別関係者（注6）の株券等所有割合との合計が20%以上となる買付けその他の取得（注7）をする者。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者やその他本新株予約権無償割当て決議において別途定める所定の者は非適格者に該当しないものとします。

③上記①又は②に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本③において同じとします。）との間で、当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者（注8）に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係（注9）を樹立する行為（注10）をする者。（ただし、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限ります。）

（注1）金融商品取引法第27条の23 第１項に定義される株券等をいう。以下別段の定めがない限り同じとする。

（注2）金融商品取引法第27条の23 第４項に定義される株券等保有割合をいう。以下同じとするが、かかる株券等保有割合の計算上、(i)同法第27条の2第７項に定義される特別関係者、並びに(ii)契約金融機関等は、当社の特定の株主の共同保有者とみなします。また、かかる株券等保有割合の計算上、当社の発行済株式の総数は、当社が公表している直近の情報を参照すること

ができるものとします。
（注3）売買その他の契約に基づく株券等の引渡請求権を有すること及び金融商品取引法施行令第14条の６に規定される各取引を行うことを含みます。
（注4）金融商品取引法第27 条の2 第１項に定義される株券等をいいます。以下本②において同じとします。
（注5）金融商品取引法第27条の2 第８項に定義される株券等所有割合をいいます。以下同じとします。なお、かかる株券等所有割合の計算上、当社の総議決権の数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものします。
（注6）金融商品取引法第27条の2 第７項に定義される特別関係者をいう。ただし、同項第１号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第３条第２項で定める者を除きます。なお、(i)共同保有者及び(ii)契約金融機関等は、当該特定の株主の特別関係者とみなします。以下別段の定めがない限り同じとします。
（注7）買付けその他の有償の譲受け及び金融商品取引法施行令第６条第２項に規定される有償の譲受けに類するものを含みます。
（注8）金融商品取引法第27条の23 第５項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。以下同じとします。
（注9）「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係等の形成や、当該大規模買付者及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとします。
（注10）上記③所定の行為がなされたか否かの判定は、当社取締役会が特別委員会の勧告に基づき合理的に行うものとします。なお、当社取締役会は、当該③の要件に該当するか否かの判定に必要と判断される範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。
また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使において所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません。ただし、非居住者のうち当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる等の一定の者は行使することができるほか、非居住者の保有する本新株予約権も、下記１０．(2)のとおり、適用法令に従うことを条件として、当社による

当社株式を対価とする取得の対象となります。さらに、本新株予約権を有する者は、当社に対し、自らが非適格者に該当せず、かつ、非適格者に該当する者のために行使しようとしている者ではないことおよび本新株予約権の行使条件を充足していること等の表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を誓約する書面並びに法令等により必要とされる書面を提出した場合に限り、本新株予約権を行使することができるものとします。

(2)上記にかかわらず、次の①ないし④の各号に記載される者は、大規模買付者に該当しないものとします。

①当社、当社の子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第３項に定義されます。）又は当社の関連会社。（同規則第８条第５項に定義されます。）

②当社を支配する意図がなく上記①に記載する要件に該当することになった者である旨を当社取締役会が認めた者であって、かつ、上記(1)の大規模買付者に該当することになった後10日間（ただし、当社取締役会はかかる期間を延長することができる。）以内にその保有する当社の株券等を処分等することにより該当しなくなった者。

③当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、大規模買付者に該当することになった者である旨を当社取締役会が認めた者。（ただし、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。）

④その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者。

(3)適用ある外国の法令上、当該法令の管轄地域に所在する者に本新株予約権を行使させるに際し、①所定の手続の履行もしくは②所定の条件（一定期間の行使禁止、所定の書類の提出等を含む。）の充足、又は③その双方（以下「準拠法行使手続・条件」と総称する。）が必要とされる場合には、当該管轄地域に所在する者は、当該準拠法行使手続・条件が全て履行又は充足されたと当社取締役会が認めた場合に限り本新株予約権を行使することができ、これが充足されたと当社取締役会が認めない場合には本新株予約権を行使することができません。なお、当該管轄地域に所在する者に本新株予約権を行使させるに際し当社が履行又は充足することが必要とされる準拠法行使手続・条件については、当社取締役会としてこれを履行又は充足する義務は負いません。また、当該管轄地域に所在する者に本新株予約権の行使をさせることが当該管轄地域における法令上認められない場合には、当該管轄地域に

所在する者は、本新株予約権を行使することができません。
(4)上記(3)にかかわらず、米国に所在する者は、当社に対し、①自らが米国1933年証券法ルール501(a)に定義する適格投資家（accredited investor）であることを表明、保証し、かつ②その保有する本新株予約権の行使の結果取得する当社普通株式の転売は東京証券取引所における普通取引（ただし、事前の取決めに基づかず、かつ事前の勧誘を行わないものとする。）によってのみこれを行うことを誓約した場合に限り、当該本新株予約権を行使することができることとします。当社は、かかる場合に限り、当該米国に所在する者が当該本新株予約権を行使するために当社が履行又は充足することが必要とされる米国1933年証券法レギュレーションD及び米国州法に係る準拠法行使手続・条件を履行又は充足するものとします。なお、米国における法令の変更等の理由により、米国に所在する者が上記①及び②を充足しても米国証券法上適法に本新株予約権の行使を認めることができないと当社取締役会が認める場合には、米国に所在する者は、本新株予約権を行使することができません。
８．本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
増加する資本金及び資本準備金の額は、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。
９．本新株予約権の譲渡
本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。
１０．当社による本新株予約権の取得
(1)当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日において、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
(2)当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち、当社取締役会が定める当該日の前営業日までに未行使の本新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権１個につき対象株式数の当社株式を交付することができます。また、当社はかかる本新株予約権の取得を複数回行うことができます。
１１．合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収合併、新設分割、株式交換及び株式移転の場合の本新株予約権の交付及びその条件
本新株予約権無償割当て決議において別途決定します。

１２．新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

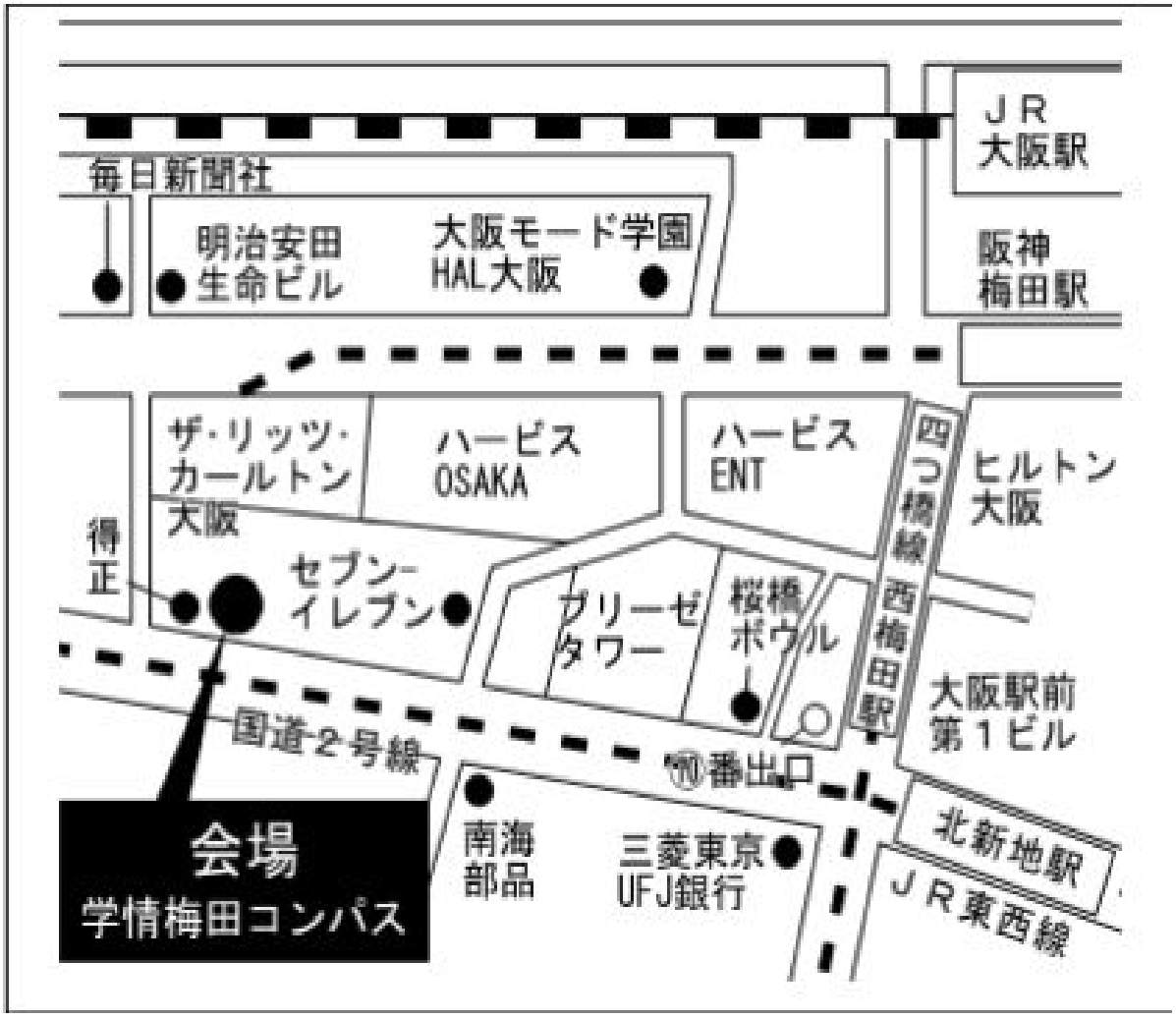
１３．その他

その他必要な事項については、本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めるものとします。

以　上

株主総会会場のご案内

会場　　大阪市北区梅田二丁目５番10号
学情梅田コンパス10階　コンパスホール
ＴＥＬ．（06）6346－6830



［交通］
地下鉄四つ橋線「西梅田」駅より徒歩約４分
ＪＲ「大阪」駅より徒歩約７分
阪神「梅田」駅より徒歩約７分
ＪＲ東西線「北新地」駅より徒歩約５分